

# CLAIR REPORT

## ラオスの行政制度

(財) 自治体国際化協会 CLAIR REPORT NUMBER 196 (March31, 2000)

Council of Local Authorities  
for International Relations



財団  
法人  
**自治体国際化協会**

## 目次

はじめに .....	1
第一章 ラオスの概況 .....	2
1 地理 .....	2
2 歴史 .....	4
3 社会 .....	7
4 経済 .....	10
第二章 国家機構 .....	12
1 政治体制 .....	12
2 国民議会 .....	14
3 大統領 .....	16
4 司法・検察機関 .....	17
5 ラオス人民革命党 .....	18
第三章 政府 .....	20
1 概要 .....	20
2 政府閣僚 .....	20
3 閣僚会議 .....	24
第四章 地方行政 .....	25
1 概要 .....	25
2 地方行政の変遷 .....	25
3 地方行政組織 .....	28
4 地方財政 .....	29
5 村組織 .....	30
6 地方行政基盤の再整備 .....	31
第五章 公務員制度 .....	33
1 概要 .....	33
2 公務員制度 .....	33
第六章 行政改革 .....	44
参考文献 .....	50

## はじめに

1980年代前半に世界の社会主义諸国で渦巻き始めた政治経済自由化への潮流に、ラオスも無関係ではいられなかった。1986年、ラオス人民革命党第4期党大会によって「チントナカーン・マイ（新思考）」政策が採択され、市場経済の導入とそれに伴う社会経済改革の実施が宣言された。また外交面においても、かつての社会主义諸国との関係強化を図りつつ資本主義諸国との新たな友好関係の構築も進められている。全方位外交が展開される中で、1997年7月にはミャンマーとともに ASEANに正式加盟を果たし、1998年4月より（財）自治体国際化協会シンガポール事務所の担当地域として組み入れることとした。

ラオスは経済力や各法制度の整備状況から見てもまだまだ小国であり、依然として国際援助機関や先進国からの多角的支援を必要としているが、ODA等の国際援助事業を通じ日本の地方自治体との交流も少しずつ増えてきている。

そこで、本レポートでは、今なお制度改革の過渡期にあり今後も発展を続けていくラオス行政の現在を、可能な範囲において紹介することとした。第一章ではラオスという国を理解するための基本的事項について簡単に紹介し、第二章・第三章では、1991年憲法の発布以来、整備が進められてきた国家機構と中央政府について紹介する。第四章では、中央政府の基盤が確立されつつある中で、ようやく法制面の整備に着手された地方行政について紹介し、第五章では公務員制度、第六章では行政改革についてその概略を紹介している。

本レポートの執筆はシンガポール事務所の鈴木志づほ所長補佐が担当した。本レポートによりラオスの現状に対する理解と関心を深めていただき、すでにラオスとの交流を開始している自治体だけでなく、それ以外の方々においても、新たな交流を育むきっかけを掴んでいただければ幸いである。

最後になるが、本レポートの作成にあたっては、ラオス首相府行政局(DPA)に多くの貴重な資料、情報を提供していただいた。DPAのランシー副局長、ブンニヤン副局長をはじめ、UNDPアドバイザーのパトリック氏その他多くのスタッフに心から厚く感謝申し上げる。

# 第一章 ラオスの概況

## 1 地理

### (1) 国土

インドシナ半島の内陸部に位置するラオス人民民主共和国 (Lao People's Democratic Republic : Lao PDR) は、東南アジアでは唯一の内陸国である。四方を中華人民共和国、ベトナム、カンボジア、タイ、ミャンマーの5カ国と国境を接しており、その総延長は5,080kmにも及ぶ。国土面積は236,800km<sup>2</sup>（日本の本州231,053km<sup>2</sup>とほぼ同じ大きさ）であり、南北に1,200km、東西に500kmと細長い形状をなしている。東部には、中国の雲南省やベトナム中北部、カンボジアとの国境を形づくるように最高2,800mの標高に達するルアン山脈が横たわり、西部にはミャンマー及びタイとの国境をほぼ分かつようにメコン川が流れている。

国土の3分の2を覆う山岳地帯が、対外的にはもちろんのこと国内における交通や交易、通信の発達をも阻んできたため、地域割拠性の強い歴史や文化が育まれてきた。逆に近年ではこうした地理条件を活かして、渓谷を形づくる多数の河川が水力発電に利用されており、国的重要な外貨収入源となっている。

また、山岳地帯の多い北部に対し、平野の割合が比較的多いカンムアン州からチャムパサック州へと続く南部では、メコン川やその支流のもたらす恵みを受け、肥沃な穀倉地帯が形成されている。

### (2) 気候

ラオスの最北端は北緯22度30分で香港とほぼ同じ位置、最南端は北緯13度54分でバンコクのやや北に位置している。熱帯モンスーン気候に属し、4月から10月が雨期、11月から4月が乾期となる。年間降水量のほぼ7割が雨期に集中しているため、洪水や干ばつに見舞われやすい。

年間を通じて気温、湿度ともに高く、年間平均気温は25～28度、年間平均最高湿度は86～98%、最低湿度は50～55%となっている。

＜表1 1997年における主要4市の平均気温（℃）＞

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間
ルアンプラバーン	19.9	22.3	25.7	25.1	28.2	28.6	26.9	27.0	26.0	25.8	22.9	21.7	25.0
ビエンチャン特別市	22.2	24.0	27.0	26.8	29.3	29.0	27.0	27.5	27.0	27.4	25.7	24.5	26.5
サワンナケート	21.7	23.4	26.2	27.1	28.9	28.1	27.2	26.7	26.8	26.8	25.3	23.5	26.0
パクセ	26.0	27.6	29.8	29.6	29.5	28.5	27.6	27.5	28.3	28.7	28.8	28.3	28.4

<表2 1997年における主要4市の平均降水量 (mm) >

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間
ルアンプラバン	1.5	0.4	39.7	105.7	144.3	147.7	311.6	258.2	128.4	40.1	2.4	0	1,180.0
ビエンチャン 特別市	7.1	2.3	55.2	132.8	49.5	211.8	502.4	337.0	121.2	179.9	0.4	0	1,599.6
サワンナケート パクセ	3.6	43.6	60.1	75.0	106.3	254.0	141.6	405.7	154.1	91.2	0	0	1,335.2
	26	27.6	29.8	29.6	29.5	28.5	27.6	27.5	28.3	28.7	28.8	28.3	340.2

<図1 ラオスの国土>



## 2 歴史

### (1) ラーンサーン王国～（14世紀～19世紀末）

ラオスにおける近代国家の歴史は、ファ・グム王がこの地域における初めての統一国家「ラーンサーン（百万の象）」王国を建設した1353年まで遡る。首都は現在のルアンプラバーンの北部に置かれ、その領土は現在のラオス全域とタイの東北部にまで及んでいた。ラーンサーン王国とその後継政権は、16世紀後半のビルマ占領下にあった時代を除いて17世紀まで存続したが、その後、王位継承権をめぐって3王国（北部のルアンプラバーン、中心部のビエンチャン、南部のチャムパサック）に分裂した。相互の対立・抗争が絶えなかつたため弱小化していたこれら三王国は、18世紀後半、メコン川に沿ってその支配区域を拡大しつつあつたシャム王国（現在のタイ）の属国となり、19世紀には北の山間部（現在のシエンクアン州）がベトナムのグエン朝支配下に置かれていった。

### (2) フランス植民地時代（19世紀末～20世紀半ば）

19世紀末、ヨーロッパ列強のアジア進出の中で、フランス（仏）政府はインドシナ地域の植民地化に乗り出した。仏政府は、すでに保護領にあったベトナムの宗主国として、ラオス北山間部に加え1893年にメコン川東部（現在のラオス）の支配権をシャム王国から奪い、1899年に仏領インドシナ連邦へと編入した。但し、仏政府にとっての植民地ラオスは、当時仏領であったベトナムと、シャム王国との間における緩衝国としての意味しかなさなかったとされる。そのため、鉄道や道路といったインフラ整備はもちろんのこと、教育制度の整備もほとんど為されず、ラオス統治には教育を受けさせたベトナム人を多用し、徹底した愚民政策が採られた。それにも関わらず、過酷な人頭税や労役を仏政府に強いられたラオスでは、カ一族の反乱やミヤオ族の反乱など各地で反仏の蜂起が絶えなかつた。

### (3) 日本軍進駐～インドシナ戦争時代（1941～1975）

1941年に始まった日本軍の仏領インドシナ連邦への進駐<sup>※1</sup>により、仏政府の軍事的威信が失墜すると、各地で民族独立運動が高まりを見せた。日本軍の撤退後は再び仏政府がインドシナ支配に乗り出し、仏軍がビエンチャンを占拠した1946年に仏政府はルアンプラバーン王国の血統を継ぐシー・サヴァン・ウォン王を懐柔し王国政府を樹立した。そのため、ラオス国内の民族独立運動は王国政府（仏政府側）につく稳健派と対仏徹底抗戦を主張する急進派に分裂した。1950年、スパヌウォンを中心とする急進派は、ベトミン指導のもと、インドシナ共産党ラオス部会とネオ・ラオ・イッサラ（自由ラオス戦線）を結成し、反仏反政府抗争を繰り広げ続けた。このネオ・ラオ・イッサラの闘争部隊はパテト・ラオと呼ばれ、1975年の社会主義政権設立に至る解放闘争の主力となっていく。他方、稳健派の指導者であったブーマラは、仏政府再支配下で漸進的に独立への道を探り続け、1953年10月、ラオス王国政府と

<sup>※1</sup> 日本軍のラオスへの進駐は、1945年。

仏政府の間に友好連合条約を締結させ、ラオス王国としての完全独立を果たしている。

しかし、独立後もパテト・ラオ勢力による反政府抗争が続き、ラオス国内は王国政府派、中立派、左派（パテト・ラオ）による内乱が続いていた。1954年に締結されたジュネーブ協定ラオス条項により内戦の終結及び連合政権樹立が定められ、一時的ではあるが三派間の停戦が実現、1955年12月25日の総選挙実施により、右派・中立派によるビエンチャン政権（プーマ内閣）が成立した。この間も、パテト・ラオ勢力はラオス人民党（現在のラオス人民革命党の前身）を後ろ盾に、ネオ・ラオ・ハクサート（ラオス愛国戦線。現在のラオス国家建設戦線の前身）を結成し基盤の強化を図っていく。

連合政府樹立を目指すプーマの努力により、1957年11月、パテト・ラオ勢力とビエンチャン政権（プーマ内閣）との間で、初の連合政府（第一次）が成立する。しかし、パテト・ラオ勢力の伸張に危機感をつのらせたビエンチャン政権の右派が、1958年8月に右派内閣を成立させ、親米・反共政策をとりパテト・ラオ指導部の逮捕などを強行したため、半年のうちに内戦が再発した。1960年8月に中立派のコン・レ将軍がクーデターを起こし、プーマ中立派内閣を成立させたが、同年12月、右派のノーサワン将軍がコン・レ軍を破り、プーマ中立派内閣を打倒、右派内閣を成立させた。中立派はジャール平原へ逃れた。一方、パテト・ラオ勢力は北部二州<sup>※2</sup>を拠点に活動を続け、国内は再び混乱に陥った。

1961年から1962年にかけて実現した三派の停戦調印やジャール平原会談等を経て、1962年6月、第二次連合政府が成立した。同年7月には、ラオスに関するジュネーブ14カ国会議が開催され、第一次ジュネーブ協定の原則を踏襲する第二次ジュネーブ協定が締結された。しかし、三派の対立、不信は増幅するばかりで、パテト・ラオ勢力の政権離脱により、この第二次連合政府も約8ヶ月のうちに崩壊した。左派を欠いたプーマ連合政権は右派王国軍を掌握し米国の援助を後ろ盾に政権を握ったものの、国内全土にわたりパテト・ラオ勢力とプーマ王国軍の戦闘が散発的に展開された。

ベトナム戦争における米国の敗北の兆しを機に、ベトナム、カンボジアにおける民族解放勢力が攻勢を見せ、ラオスにおいてもパテト・ラオの指揮する民族解放運動がほぼ全土を制圧するようになる。1974年3月、パテト・ラオ勢力とプーマ政権の間に第三次連合政府が成立し一時的に政局は安定を見せたが、1975年4月のサイゴン陥落により、親米派であった右派・中立派の政府高官や軍人が次々に国外脱出を図ったため、連合政権は事実上空洞化し、国内には左派勢力が残された。

1975年12月、初の全国人民代表者議会が開催され、ワッタナ国王（シー・サヴァン・ウォン王の後継）の退位宣言が承認された後、王制の廃止と人民共和制への移行が宣言された。こうしてラオス人民民主共和国が成立し、新生ラオスの大統領にスパヌウォン愛国戦線議長が、また首相にはカイソン人民革命党書記長が就任した。これは、背後からパテト・ラオを指揮してきたラオス人民革命党の表舞台への初めての登場であった。

<sup>※2</sup> フォンサリ州、サムヌア州（現在のフウアバン州）の二州。

この王制から人民共和制への移行は、大きな流血事件を伴わずになされたことから、「静かな革命」とも称されている。

#### (4) ラオス人民民主共和国の成立（1975～現在）

人民共和制への移行を果たしたラオス人民革命党は、ソビエト型共産主義をモデルに社会主义国家の建設に乗り出した。制憲議会として最高人民評議会が設置され、中央行政執行機関として閣僚評議会が組織された。各地方レベルごとに人民評議会と行政委員会が設置され、人民革命党の指導のもとに業務が開始された。中央計画経済への移行、農業の集団運営化、企業の国営化といった政策が強硬に実施されていった。

しかし、この時期のラオスは人材と資本の深刻な不足に見舞われており、新たな国づくりを強力に推進する決定的要素に欠けていた。前述の新体制発足に前後して、旧体制下の政府高官や軍人、知識階級、タイ系・華人系実業家たちが、次々に国外脱出を図ったからである。また、国内に残った旧体制下の官僚も、相当数が反対分子として逮捕あるいは再教育キャンプに強制収容されたために、新体制の基盤確立を図らなければならない重要な時期に、ラオス行政は麻痺状態にあったと言われている。

また、ラオスからの大量の難民流入を危惧したタイ側の国境封鎖や、社会主义政権の誕生による西側諸国の援助打ち切りのため、国内では物資が不足し、経済は悪化の一途を辿っていた。西側諸国に打ち切られた援助は、やがてソ連やベトナムといった社会主义諸国からの援助に替わったが、ラオス経済の不振は続き、内政は安定しなかった。

そのため、1978年2月第2期第7回党大会では、社会主义体制移行プロセスの減速化と市場経済原理の一部導入を図る「新経済政策」が決議された。しかし、このラオス経済の実状を見据え独自の路線により経済を活性化しようという試みにも関わらず、国民の生活水準は一向に向上の兆しを見せなかつた。

1980年代に入り、世界各地の社会主义諸国で始まった政治経済自由化への流れは、このように社会主义国家路線への戸惑いを内包していたラオスに容易に浸透していった。1986年、ラオス人民革命党第4期党大会は「チントナカーン・マイ（新思考）政策」を唱え、市場経済原理に基づく「新経済メカニズム（NEM）」の導入と、それを強力に押し進める行政基盤の確立、社会改革という大きな方向転換を打ち出すこととなつた。

こうした流れを受け、1988年6月に郡人民評議会議員選挙、同年11月には州人民評議会議員選挙が実施され、初めての民主的な地方議事機関が設立された。1989年3月には初の最高人民評議会選挙も行われ、のちに1991年憲法を制定することとなる第二期最高人民評議会が発足した。外交面では全方位外交へと転換したため、西側諸国や多くの国際援助供与機関からの援助や投資が急増し、ラオスは市場経済化への道程を着実に歩み始めた。かつては対峙していたASEANにも1992年2月にオブザーバー参加し、1997年7月にはミャンマーとともに正式加盟を果たしている。

### 3 社会

#### (1) 人口

ラオスの総人口は4,845,600人（1997年現在）であり、その人口密度は1km<sup>2</sup>あたり20人と極めて希薄である。しかし、国土の3分の2が山稜に覆われているため、実際には山間盆地や平野部に人口が集中している。ビエンチャン特別市では1km<sup>2</sup>あたり142人となっているほか、肥沃な穀倉地帯を形成する南部のサワンナケート州やチャムパサック州も、やや高めの人口密度を保っている（表4参照）。1995年に実施された調査によれば、都市部・農村部における居住者比率は約2：8である。

1997年の前年に対する人口増加率は2.5%であり、例年これに近い数値を保ってきている。

また、1997年における年齢別人口構成は、15歳未満が全体の44%、15~29歳が25%、30~44歳が16%、45~59歳が9%、60歳以上が6%であり、平均寿命は51歳（1995年）となっている。

#### (2) 民族

ラオス国民は多民族により構成される。早瀬によって分断されたメコン川の流れやけわしい山稜が国土を刻み、狭小ながら点在して開ける山間盆地において、各集落が個々に発展してきたためである。1995年に実施された国勢調査では、わずか460万の人口に47民族が確認されているが、民族数については68と報告する調査結果もあり、実際には明確ではない。

このように各民族の分類や定義が不明瞭であり、また時には民族の固有名称が差別的意味を含んで使用されることから、ラオス社会では、民族の固有名称の代わりに表3の居住地域による三分類の呼称を用いることが広く慣行化している。

＜表3 ラオス民族の居住地域による三分類＞

ラオ・ルーム (Lao Loum : 低地ラオス人)	低地平野地方やメコン川流域に居住するラオス人の総称。低地ラオス人や低地周辺に居住する高地タイに代表されるタイ系諸族で、ラオ族、ルー族、黒タイ族、赤タイ族、白タイ族等が含まれる。 全人口の68%（1996年）を占め、ラオスにおける政治・文化の主流を担っている。タイ・カダイ語系に属するラオス語を話す。
ラオ・トゥン (Lao Theung : 山腹ラオス人)	山間中腹に居住するラオス人の総称。カ一系諸族のカム族、ラヴェン族、ラメット族、モン族等が含まれる。 全人口の22%（1996年）を占めるが、国内における地位は低い。 焼畑農業を営み、モン・クメール語を話す。ラオスにおける先住系民族。
ラオ・スーン (Lao Sung : 高地ラオス人)	ラオス北部の山間高地に居住するラオス人の総称。フモン（メオ）族が主流をなし、ミエン（ヤオ）族やアカ族も含まれる。 全人口の9%（1996年）を占める。移動生活を営み、チベット・ビルマ語、ミャオ・ヤオ語を話す。

全人口の残り1%を占めるのは、都市部に居住するベトナム系、中国系移民である。

<表4 州の概要（1997年）>

No	州名	州都名(郡)	面積(km <sup>2</sup> )	人口(千人)	郡数	村数	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
1	ビエンチャン特別市 Vientiane Municipality	-	3,920	555.1	9	487	142
2	フォンサリ Phongsaly	フォンサリ	16,270	161.9	7	258	10
3	ルアンナムタ Luang Namtha	ルアンナムタ	9,325	121.5	5	470	13
4	ウドムサイ Oudomxay	ウドムサイ	15,370	222.7	7	799	14
5	ボケオ Bokeo	ボケオ	6,196	120.3	5	371	19
6	ルアンプラバン Luangphrabang	ルアンプラバン	16,875	386.4	11	1,207	23
7	フウアバン Houaphanh	サムヌア	16,500	259.1	6	904	16
8	サヤブリ Sayaboury	サヤブリ	16,389	309.0	10	562	19
9	シエンクアン Xiengkhouang	フォンサバン	15,880	212.5	7	506	13
10	ビエンチャン Vientiane	フォンホン	15,927	303.5	10	517	19
11	ボリカムサイ Borikhamsay	パクサヌ	14,863	173.3	6	420	12
12	カンムアン Khammouan	タケク	16,315	288.6	9	801	18
13	サワンナケート Savannakhet	サワンナケート	21,774	711.5	15	1,535	33
14	サラバヌ Saravane	サラバヌ	10,691	271.4	8	714	25
15	セコン Sekong	セコン	7,665	68.0	4	278	9
16	チャムパサック Champassak	チャムパサック	15,415	531.1	10	903	34
17	アタプー Attapeu	アタプー	10,320	92.4	5	178	9
18	サイソンブーン特別区 (党及び国防省による管轄区域) Xaysomboun Special Region	-	7,105	57.3	5	137	8
計			236,800	4,845.6	139	11,047	20

資料：Basic Statistic 97, National Statistic Centre Lao PDR

ラオスでも他の多民族国家と同様に、全民族の融和が国家統一と治安維持の鍵とされており、そのための民族間の平等の確保、辺地、山岳地に至るまでの教育や厚生福祉の水準の平準化に国家政策の重点が置かれている。1991年憲法には全民族の平等と全宗教の尊重、文化の保護が明記され、国民議会委員会にも民族委員会が設置されている。

### (3)言語

多民族国家であるため、ラオスには実に多くの言語が存在する。その民族的多様性に加え地域的割拠性が、この国における統一言語に対する概念の育成を阻んできたためである。1947年、王国政府が発した憲法において初めて、支配民族であるラオ・ルームの話すラオ語がラオスの国語であると規定された。それは1975年の人民共和制移行後も引き継がれ、また1991年憲法においても、第75条に明記されている。

### (4)教育

ラオスでは、憲法第25条が国民の教育を受ける権利を規定している。しかし、国家財政の脆弱さゆえに十分な教育予算が投入されないまま、今日にも多くの課題<sup>\*3</sup>を残している。

現在の教育システムは、幼稚園、小学校（5年制）、中等学校（Lower Secondary School）（3年制）、高等学校（Higher Secondary School）（3年制）、大学、そして職業訓練学校として、初等技術学校（Technical First School）、中等技術学校（Technical Secondary School）、専門学院（Institute）（3～6年制）があり、その他にも宗教学校がある。

1996/1997年度<sup>\*4</sup>におけるそれぞれの学齢者総数に対する就学率は、小学校が116.0%（学齢以上の年齢の生徒が在籍しているため）、中学校が36.4%、高等学校が14.5%となっており、高等教育普及の低さが窺える。

15歳以上における識字率（1995年）は56.6%で、男性69.4%、女性44.4%という低い数値になっている。

＜表5 1997年における各学校数及び生徒数、教員数＞

	幼稚園	小学校	中等学校	高等学校	大学	専門学院	技術学校（初等）	技術学校（中等）
学校数	695	7,896	728	142	1	10	14	37
生徒数	37,900	786,300	133,900	46,300	4,800	3,900	1,300	5,700
教員数	2,200	25,700	7,700	2,900	500	400	200	800

<sup>\*3</sup> 全体的に不足している学校施設の増設や、教員の質の向上、教員の全国への適正配置、また山間部に居住する少数民族への教育の普及問題等があげられる。

<sup>\*4</sup> ラオスの会計年度（10月1日から9月30日）に準じている。

1995年7月、首相令により既存の9つの高等教育機関と農業センターが併合され、ラオス国立大学 (The National University of Laos : NUOL) が設立された。それまで高等教育機関の管轄省庁は、農林省や保健省、通信運輸郵政建設省等多岐にわたっていたが、国立大学に併合されたことを契機に、教育省に一本化された。1996年9月に教養課程から講義を開始している。

NUOLの入学資格は高等学校及び中等技術学校卒業者に与えられ、選抜方法は、教育省各州事務所の推薦によるものと、公開試験の実施によるものの二種類がある。

## 4 経済

### (1) 概要

1986年2月、ラオス人民革命党第4回党大会は、「チンタナカーン・マイ（新思考）政策」に基づく一連の経済改革を採択した。基本的には中央計画経済から市場原理経済への移行を目指すもので、「新経済メカニズム（NEM）の導入」と称され、国公営企業の民営化、価格統制の廃止、貿易の自由化、税制改革、金融改革等が重点目標として掲げられた。

それ以後、経済改革と経済開発を推進するため、国の基幹産業である農業や水力発電はもとより、道路や通信、教育、公衆衛生の向上に向けた総合的インフラの整備、社会・経済分野における法制面の整備、人材の開発育成、国家機構改革に取り組んでいる。

1997年における国内総生産額は2兆1,726億キップ（Kip）<sup>\*5</sup> であり、一人当たりのGDPは357米ドルとなった。1990年価格によるGDP成長率は6.5%、物価上昇率は19.3%となっている。

### (2) 産業

就業人口の8割を農業従事者が占める農業国ラオスの、GDPに占める産業別構成比（1997年）は、農業51.5%、工業21.2%、サービス業25.5%、輸入税1.9%となっている。

主な農業生産物は、米、とうもろこし、いも、野菜、豆類、コーヒー、さとうきび、たばこ、綿花、水牛、養豚、牛、家禽類であり、工業生産物は、食品加工、鉱物加工、化学製品、石材加工、木材加工、電力、水資源などである。

ラオス経済はその構造上、年間を通じた降雨量の変化に影響を受けやすい。国の基幹産業である農業は、灌漑設備の整備が未だ不十分であるため天水依存型となっており、またタイへの売電として、国の中重要な外貨収入源となっている水力発電も降雨量に影響されやすいためである。

### (3) 貿易

ラオスの貿易は大幅な輸入超過が特徴となっており、1996年においても、総輸出額2億4千万

<sup>\*5</sup> ラオス通貨キップも、アジア通貨危機の影響を受け、1997年末から1998年にかけてその価値を大きく下げた。1999年3月現在US\$1=4,359Kipであるが、アジア開発銀行の資料によれば、1993年US\$1=717Kip、1994年US\$1=717.5Kip、1995年US\$1=818.6Kip、1996年US\$1=926.2Kip、1997年US\$1=1,259.6Kipとなっている。

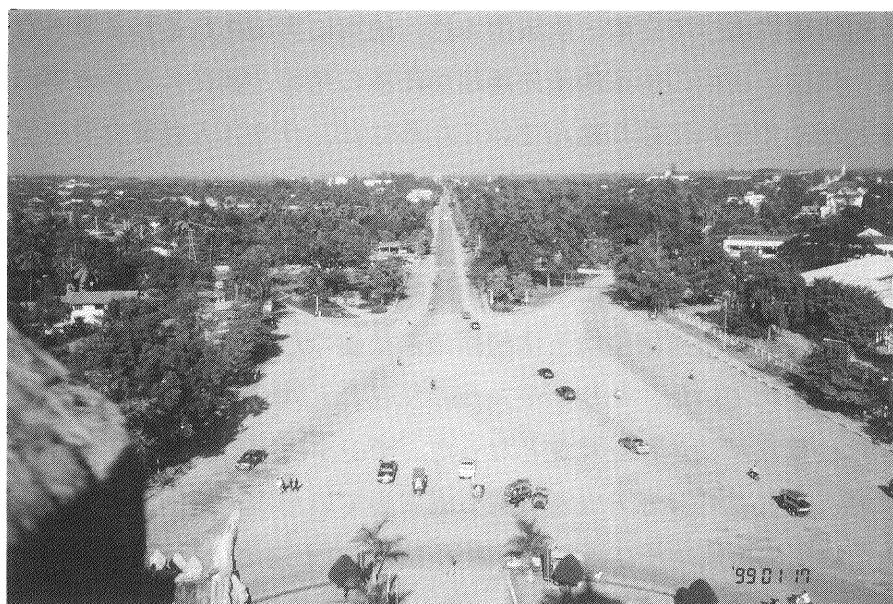
米ドルに対する総輸入額は5億7千万ドル、輸出額のほぼ2倍を占めている。ラオス政府はこうした状況を改善するため、輸入に依存している日用雑貨や食品、燃料、軽機械類の国内生産の促進や、近隣国への輸出産業の振興に取り組んでいる。

ここ数年の主な輸入品目は、自動車、自動二輪車、自転車、ミシン等の軽機械類、燃料、繊維類、薬品や食品類であり、その相手国は、タイ、中国、日本、フランス、米国となっている。一方、主な輸出品目は、電力、木材製品、コーヒー、石膏、すず等であり、その相手国は、タイ、日本、フランス、ドイツ、オランダとなっている。

#### (4) 外国からの投資

市場経済制度の導入を進めているラオスは、国内の資本不足、技術不足、人材不足を、誘致した外国企業や外国からの援助によって補っている。1988年に初めて「外国からの投資に関する法律（以下「外国投資法」という）」が制定されて以来、道路や通信、電力、教育、公衆衛生等のインフラ整備と併せて、政治的・経済的安定や法制面の整備等、外国企業が進出しやすい環境を整備していくことが、国家の優先課題となった。1994年5月には、1988年外国投資法を廃止し、代わって新たな「外資管理・促進法」が制定された。

1997年8月現在における外国直接投資許可件数は702件、登録資本額は68億348万3千米ドルである。そのうち外資占有率は81.9%、内資占有率は18.1%であり、外資の主な国別内訳は、タイが総額の46.98%、米国が26.61%、韓国が5.62%、オーストラリアが5.09%と続き、かつての宗主国フランスは第6位で4.84%、日本は第15位の0.22%となっている。投資分野別にみると、電力開発が総額の66.15%と圧倒的で、次に観光産業が8.90%、通信・運輸業が8.25%、工業・手工業が7.01%、製材業が2.43%と続いている。



凱旋門から臨むビエンチャン特別市風景

## 第二章 国家機構

### 1 政治体制

ラオス人民民主共和国は、1975年12月、ラオス人民革命党の一党支配による社会主義国家として誕生した。以来、党は自らの理念に基づく国家政策を実施するため、中央から州、郡、村の各地方レベルに張り巡らせた党组织を機軸に、国家体制基盤の確立に取り組んできた。

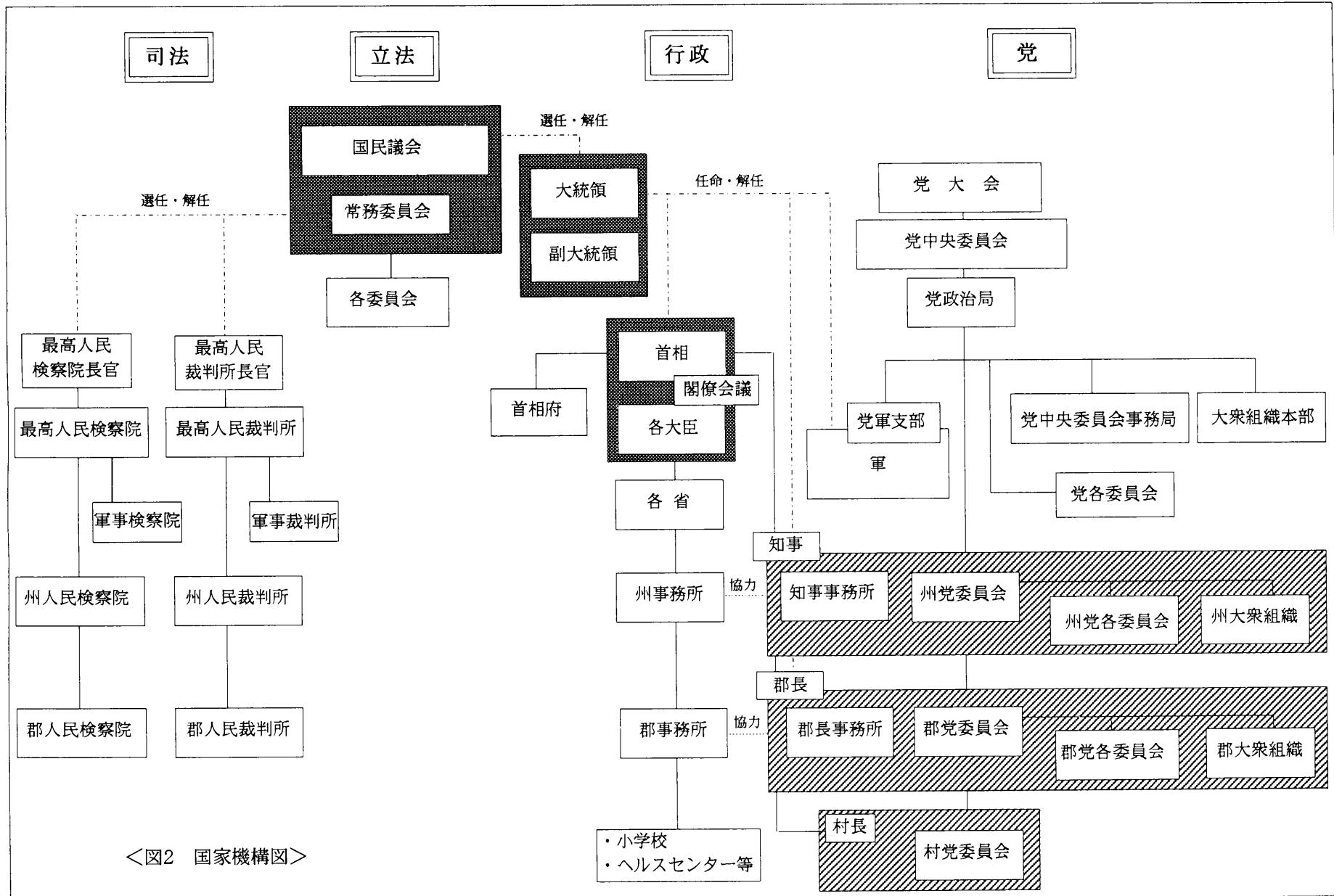
しかし、1980年代前半の社会主義諸国で起こった経済自由化への流れを受け、党大会は「チントナカーン・マイ（新思考）政策」を採択、その後は資本主義諸国やASEAN諸国との友好関係を樹立・促進し、市場原理に基づく経済体制への移行を目指す新たな経済・社会開放化施策に向けて歩みを続けている。

その最も大きな転機となったのが、1991年8月に、1975年の社会主義政権への移行以来初めて制定された憲法である。その中には、国民の権利義務から、国家経済開発目標としての市場経済への移行、平和的共存を追求する全方位外交政策等が掲げられた。また、国家機構については立法部、行政部、司法部が分離され、それぞれの権限や任務に係る明確な定義付けがなされた。ただし、政治体制については、こうした開放化路線は採られず、憲法第3条には「多民族よりなる国民が国の主権者たる権利は、ラオス人民革命党にその中枢を置く政治体制の機能を通じて行使され、保障される。」とあり、憲法制定前と同様に、ラオス人民革命党による一党独裁体制の維持が明記されている。

実際、今日までのラオスの国家機構には、1975年以来、党が築き上げてきた独裁体制が浸透している。現行の国民議会議員はその99%が党员であり、大統領や首相、政府閣僚といった中央の指導部だけでなく、知事や郡長、村長等各地方の長はすべて各地方レベルの党委員会の書記長を兼ねている。党大会で採択された理念や将来計画は、各指導部が党员で構成される立法部、行政部、司法部によって立案・政策化され、確實に実施されるしくみとなっている。このことについて、党は、当面の国家最優先課題が経済の発展と国民の生活水準の向上であり、国家全体が一体となってそれに取り組んでいくためには、ラオス人民革命党一党を中枢に置いた国家運営が有効であると主張しており、野党の存在を認めていない。

また、ラオスにおける中央と地方の関係も、中央政府による統一的な政策の実施が掲げられており、地方機関の長には国の法律及び中央政府の下した決定の遵守が課せられている。かつてラオスでは、脆弱な交通通信環境と法制面の未整備のために、中央の管理が行き届かないまま地方政治が放任されていた。それが中央への税収の大幅減を招いた反省から、憲法では中央政府の集権強化に重点が置かれた規定となった。チントナカーン・マイ（新思考）政策以降、地方議会選挙による民主的な地方立法機関も成立していたが、「国家の統一管理には不必要」との判断のもとに、その地位及び権能は新憲法上認められることはなかった。

このように、現在ラオスではあらゆる面において中央集権化が進められ、国家運営・経済基



盤の建て直しが図られている。当面は人民革命党の独裁体制による国家運営が続けられていくと思われるが、市場経済への移行とともにUNDP<sup>\*1</sup> 等の国際援助機関の関わりも確実に増加しており、こうした機関の民主的イニシアチブが、今後、人民革命党の政策立案過程にどのような影響を与えていくのかも、ラオスの今後を占う要素の一つとなっている。

## 2 国民議会

### (1) 概要

国民議会はラオス国民の代表で構成される立法機関である。国家の重要事項に関する決定を行うとともに、行政機関及び司法機関の業務を指導監督する権限を有している。その前身は、1975年に憲法制定議会として設置された最高人民評議会であり、1991年の憲法制定によってその任務を完遂したのち、フランス植民地時代及びその後のラオス王国政府下で使用されていた名称を用い、立法機関本来の役割を担うべく「国民議会」として生まれ変わった。

国民議会議員は一院制であり、その議員は国民の直接投票により選出される<sup>\*2</sup>。国民議会議員の任期は5年となっている。

国民議会は、以下の任務及び権限を有している。

- ①憲法の制定、改正
- ②法律の制定、改正、廃止
- ③租税に関する規定の制定、改正、廃止
- ④国家年次予算及び社会経済開発計画の審議と承認
- ⑤国民議会常務委員会の提案に基づく大統領、副大統領の選任・解任
- ⑥国民議会常務委員会の提案に基づく最高人民裁判所長官、最高人民検察院長官の選任・解任
- ⑦大統領の提案に基づく首相以下政府閣僚の任命・解任の審議と承認
- ⑧首相の提案に基づく省や省と同格の組織の新設・廃止の決定並びに州と市の新設・廃止及びその境界の決定
- ⑨大赦の決定
- ⑩国際法に基づき外国との間で交わされる条約の批准や廃棄の決定
- ⑪戦争や和平に関する決定
- ⑫憲法及び法律の遵守に関する監督

なお、国民議会に対して法律案を提出する権限は、大統領、国民議会常務委員会、政府、最高人民裁判所、最高人民検察院、大衆組織本部が有している。

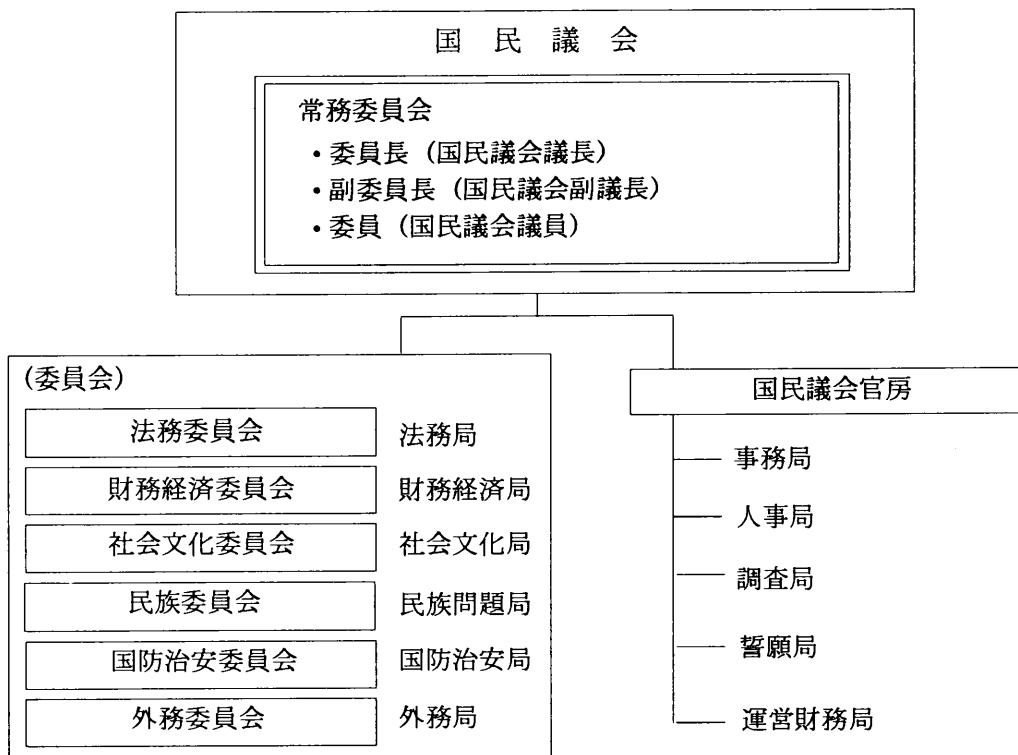
<sup>\*1</sup> United Nations Development Program : UNDP (国連開発計画)。1957年以来ラオスの貧困撲滅に向け、多角的な支援を行っているが、最近では、貧困撲滅だけでなく、地方開発、政治経済変革、環境・自然資源保護に対する支援も試みられている。またラオスにはUNDPの他にも多くの国や国際援助機関 (Donors) が援助を行っており、その業務の相互調整を目的に開催される「円卓会議 (Round Table Meeting : PTM)」もUNDPが担当している。

<sup>\*2</sup> 選挙権は18歳以上、被選挙権は21歳以上のラオス国民が有することとされている。

国民議会の常会は、国民議会常務委員会の召集により、総議員数の2分の1以上の出席をもって年2回開かれることとされ、必要と判断される場合には、臨時会が召集される。国民議会の議決は、大統領の選出及び憲法改正を除き、全て出席議員の多数決により可決される。

国民議会の組織としては、議長と複数の副議長のほかに国民議会常務委員会と各種委員会、そして官房があり、各種委員会及び官房には内部部局が設置されている。現在の議長は、1998年2月の第4期国民議会で選出されたサマーン・ウィニヤケート（党政治局員）で、その下にはカンボウ・スニサイ、ウォンペット・サイクヤチヨントゥア（党査問委員会議長）、オンチャン・タマウォン（ラオス女性同盟議長）の3名の副議長が置かれている。

＜図3 国民議会組織図＞



国民議会常務委員会は、国民議会の常設委員会であり、国民議会の議長、副議長及び国民議会議員で構成され、現在7名の委員がいる。その任務及び権限は、議会の事務局として、国民議会の開催準備と、すでに公表された国民議会業務計画の実施の確保、国民議会の召集、憲法及び法律の解釈、国民議会休会時における行政機関、司法機関の業務の監督となっている。

また、国民議会が独自に設置することができるとされている各種委員会は、現在、法務、財務経済、社会文化、民族、国防治安及び外務の計6委員会である。委員会は、法律案の審議及び大統領令案、大統領布告案の審議を行い、国民議会常務委員会及び大統領にこれを提出するほか、行政機関、司法機関の業務の監督を行う国民議会及び大統領を補佐する任務を負っている。委員会には、国民議会議員だけでなく、各組織の長や専門知識に長けた党员もメンバーとして加わることが可能である。

## (2)第4期国民議会選挙・開票結果

国民議会議員選挙法（1991年8月14日）によれば、選挙区は州、特別市、特別区ごとに設置され、それぞれの定数については、国民50,000人に対し国民議会議員一人という原則<sup>※3</sup>に基づき、国民議会常務委員会が決定する。立候補者の資格審査はラオス国家建設戦線が中心となってを行い、選挙期日の14日前までに全リストが国家選挙委員会<sup>※4</sup>に提出されることとなる。

1997年12月21日に実施された選挙結果は、表6のとおりであり、160人の候補者から99人が選出された。このうち98人が人民革命党員であり、非党員は15選挙区（チャンパサック州）から選出されたウドン・ケオドゥアンディ議員1名のみである。また、前期に引き続き再選されたのは、44人の候補者のうち33人であった。

＜表6 国民議会議員内訳＞

中央・地方別内訳		州別内訳	
中央機関代表	31	ピエンチャン特別市	12
地方機関代表	68	フォンサリ	3
民族別内訳		ルアンナムタ	
ラオ・ルーム	64	ウドムサイ	4
ラオ・トゥン	26	ボケオ	3
ラオ・スーン	9	ルアンプラバン	7
性別内訳		フウアパン	
男性	78	サヤブリ	5
女性	21	シエンクワン	4
年齢別内訳		ピエンチャン	
36-40	5	ボリカムサイ	4
41-45	19	カンムアン	5
46-50	20	サワンナケート	14
51-55	28	サラバヌ	5
56-60	20	セコン	3
60以上	7	チャムパサック	10
学歴別内訳		アタプー	
技術学校初等部修了	7	サイソンブーン特別区	3
技術学校中等部修了	22		
大学修了以上	70	総数	99

## 3 大統領

大統領は国の元首であり、国内外に在住するラオス国民すべての代表であるとされている。その選出は国民議会で行われ、出席議員の3分の2以上の多数で可決される。大統領の任期は国民議会議員と同様5年である。1991年憲法において、大統領はそれまでの単なる儀式的立場から、重要な政治権力へと変貌を遂げている。

<sup>※3</sup> 全人口が100,000人に満たない州の国民議会議員定数は原則として二人とされている。

<sup>※4</sup> 選挙委員会は中央、州、郡の各レベル毎に、国民議会常務委員会、州知事・市長、郡長によって設置される。さらに人口500人以上の村を単位に投票区が置かれ、投票区選挙委員会が設置されている。人口500人に満たない村は、隣接の投票区に併合されることとなる。

大統領の主な任務及び権限は、国民議会で可決された憲法や法律の公布、国民議会常務委員会の提案に基づく大統領令及び大統領布告の発布、国民議会の承認に基づく首相や政府閣僚の任命・解任、首相の提案に基づく州知事や市長、郡長の任命・解任・異動、首相の提案に基づく国防軍将官の昇降格、特に重要な事項を審議する閣僚会議への議長就任、栄典授与、恩赦決定、有事の際の人民軍総司令官就任、総動員令又は局地動員令の発令、全国的又は局地的緊急事態宣言の発布、条約批准や廃止の布告等である。

副大統領は、大統領の不在時に職務を代行する。副大統領の選出は、国民議会により出席議員の2分の1以上の多数で可決される。

現在のラオス人民民主共和国の大統領は、カムタイ・シーパンドーン（ラオス人民革命党議長、党政治局員）、副大統領はウドム・カッティニヤ（ラオス国家建設戦線議長、党政治局員）で、第4期第1回国民議会（1998年2月24日～26日）で選出されている。

#### 4 司法・検察機関

##### (1) 人民裁判所

人民裁判所は、最高人民裁判所と、州や特別市、郡といった各地方レベル毎に設置される地方人民裁判所、軍事裁判所から構成される。

最高人民裁判所は国の最高司法機関であり、地方人民裁判所や軍事裁判所の最終審としての権限を有する。人民裁判所は独立機関であり、法律にのみ従うこととされており、党组組織、国家機関、大衆組織、社会団体及び全ての国民は、人民裁判所によってなされた法的に有効な判決を尊重する義務を負うこととされている。

最高人民裁判所長官は、国民議会常務委員会の提案に基づき国民議会で選任・解任され、副長官及び全ての人民裁判所の裁判官は、国民議会常務委員会により任命・解任される。

人民裁判所の裁判は、法律に特別の定めがある場合を除き、公開が原則となっている。

現在の最高人民裁判所長官はトンシーン・インタポンで、第4期第1回国民議会で選出されている。

##### (2) 人民検察院

人民検察院は最高人民検察院、各地方レベル毎に設置される地方人民検察院及び軍事検察院から構成される。その主な任務は、政府機関、大衆組織、社会団体、企業、公務員及び他の全国民による法律遵守の監督であり、公訴の権限行使することである。

各人民検察院はその任務を執行するにあたり、法と最高人民検察院の指導にのみ従うこととされている。

最高人民検察院長官は、国民議会常務委員会の提案に基づき、国民議会により選任・解任され、副長官は国民議会常務委員会により任命・解任される。各地方人民検察院及び軍事検察院の検事は、最高人民検察院長官により任命・解任される。

現在の最高人民検察院長官はカムパン・ピラヴォンで、第4期第1回国民議会で選出されている。

## 5 ラオス人民革命党

ラオス人民革命党は、ラオスにおける唯一の政党である。1975年に社会主義政権を発足させて以来、チントナカーン・マイ（新思考）政策による市場経済の導入や1991年新憲法の制定を経てもなお、国家中枢としての役割を担い続けている。ラオス人民革命党<sup>注5</sup> のこの国の指導部としての正当性は、憲法第3条に保障されており、実質的にも党の政治局メンバーは国家機構の主要なポスト（大統領、副大統領、国民議会議長、首相、副首相兼国防大臣、副首相、内務大臣）を兼任している。

党の組織は、最高機関である党大会の下に中央委員会と政治局があり、中央委員会は中央委員会事務局、各種委員会と大衆組織本部を所管している。各種委員会には、中央組織人事委員会、中央査問委員会、そして中央情宣（情報宣伝）研修委員会があり、大衆組織本部にはラオス国家建設戦線、ラオス女性同盟、ラオス革命青年同盟、ラオス労働組合連合がある。この一連の党機構はそのまま各地方レベル毎に組織されており、政府行政機構と同様、州、郡レベルまで拡張されている。小規模ではあるが、村レベルにも党組織が置かれている。

党の実質的な指導部は党大会で選出される中央委員会であり、その構成員は政治局及び前期政治局のメンバー、主要政府閣僚、軍の指導部、各州知事及びビエンチャン特別市市長、大衆組織本部の議長等となっている。現在、49名のメンバーが1996年3月第6期党大会で選出されている。また、政治局には、カムタイ・シーパンドーン大統領（兼党議長）を含む、表7の9名のメンバーが置かれている。

＜表7 政治局メンバー＞

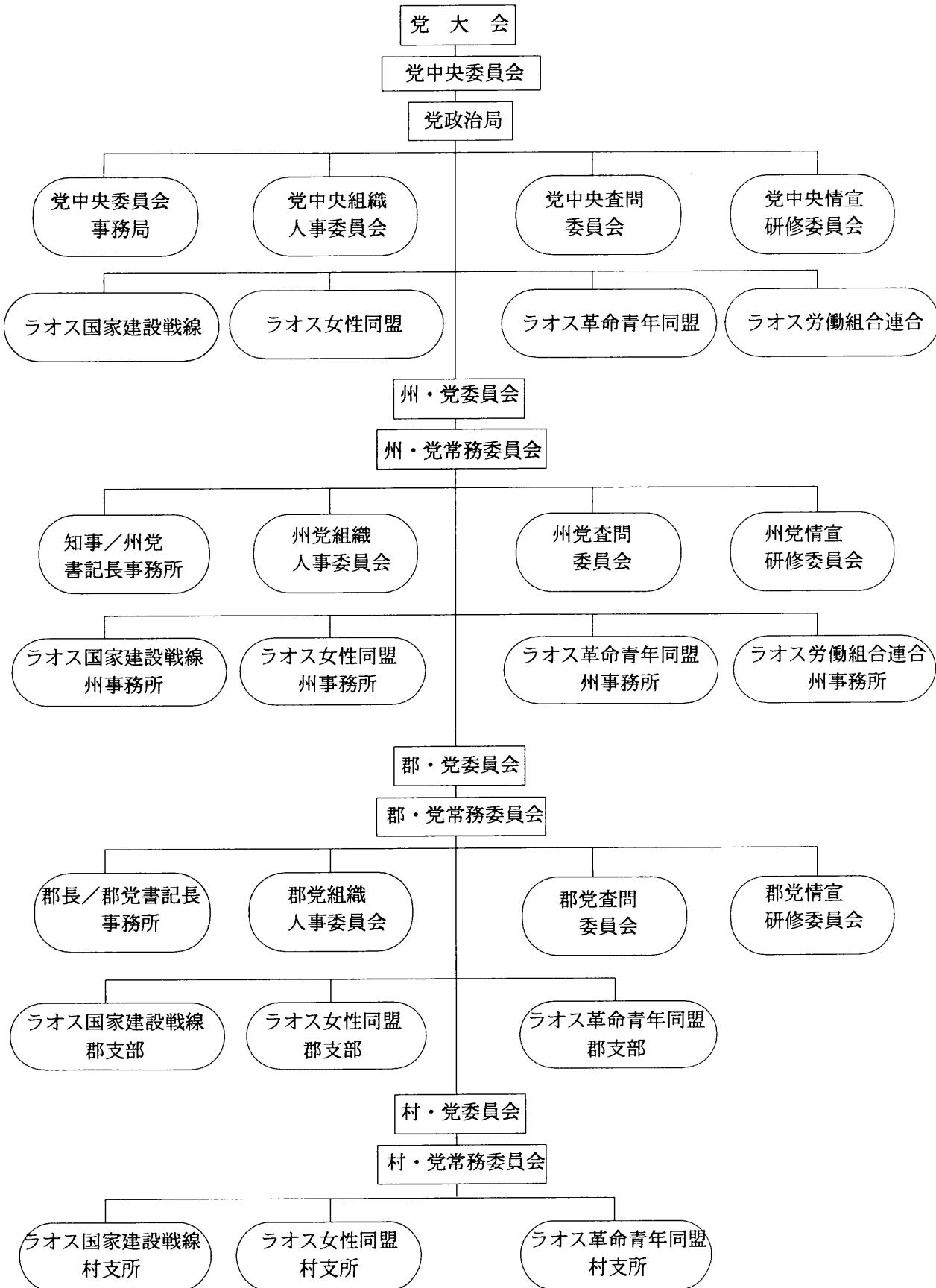
カムタイ・シーパンドーン サマーン・ウィニヤケート シーサワート・ ケオブンパン チュンマリー・サヤソーン ウドム・カッティニヤ	大統領・党議長 国民議会議長 首相 副首相兼国防大臣 副大統領	トンシーン・タマヴォン オサカン・タンマテヴァ ブンニヤン・ウォーラチット アサン・ラオリー	党中央組織人事 委員会委員長 党中央情宣研修 委員会委員長 副大統領 内務省大臣
---	---	---	---

<sup>注5</sup> このラオス人民革命党の起源は、1950年代初頭のインドシナ共産党ラオス部会にまで遡る。ベトナム解放を目指すホーチミンが率いたインドシナ共産党は、1940年代中頃に非ベトナム系党員を編入しており、カイソーン・ボムウイハン（初代ラオス人民民主共和国首相）やヌーハック・プームサワン（前ラオス人民民主共和国大統領）等も1946～1947年にかけて入党したとされる。

1951年2月、インドシナ共産党大会が党の解散を決議し、ベトナム、ラオス、カンボジアそれぞれ独自に党を結成すると宣言した後も、ベトナム労働党（1976年にベトナム共産党と改称）はラオスの民族解放闘争を支援し続けた。1955年3月、ラオスにおいて第一回党大会が召集され、「ラオス人民党」の名称が採択された。1956年、ラオス人民党は、闘争部隊であったバテト・ラオの政治団体として「ネオ・ラオ・ハクサート（ラオス愛国戦線。現在のラオス国家建設戦線の前身）を設立し、その活動を陰から指揮していた。

第1期党大会から17年を経て、第2期党大会が1972年2月に召集され、現在の「ラオス人民革命党」の名称が採択されている。1974年の王国政府との最後の連立政権、1975年のラオス人民民主共和国の成立を経て、1982年4月に第3期、1986年11月に第4期、1991年3月に第5期、そして1996年3月に第6期党大会が召集され、現在に至っている。

<図4 ラオス人民革命党组织図>



### 第三章 政府

#### 1 概要

##### (1)組織

憲法第6章及び「ラオス人民民主共和国政府に関する法律（1995年8月3日）」は、政府は国家行政の最高機関であり、国民議会及び大統領に対し、政治、経済、文化、社会、外交、国防治安の分野における国家業務の統一的管理に責任を負うものと定めている。またその責務の実施は、憲法と法律の定めるところにより中央集権民主制の原理原則に沿うものでなければならず、かつ指導部中枢としてのラオス人民革命党及びその下位機関である大衆組織との協力体制のもと、行われなければならないとされている。

政府は、首相、副首相（複数）、省の大臣、省と同格の組織の長といった政府閣僚に代表され、その下に16の省及び省と同格の組織が設置されている（図5参照）。省及び省と同格の組織の内部組織は、首相令で定めることとされている。また、それぞれに州や郡レベルの地方事業所を有しており、それらの業務の指導監督にあたっている。

##### (2)政府の任務と権限

憲法第6章には、政府は以下の任務及び権限を有すると規定されており、首相以下各省及び省と同格の組織が業務を行うものとされている。

- ①憲法、法律、国民議会の決議事項及び大統領の発布する大統領令や大統領布告の実施
- ②国民議会への法律案の提出
- ③大統領への大統領令案及び大統領布告案の提出
- ④国家社会経済開発計画や国家年次予算の作成及びその国民議会への提出
- ⑤社会経済、科学技術、国防治安、外交等の分野における政令や政府規則の発布
- ⑥省地方出先事務所や地方政治事務所の活動の組織化及び業務の指導監督<sup>※6</sup>
- ⑦国防治安活動の組織化及び指導監督
- ⑧外国との条約、協定の締結及びその実施に係る指導
- ⑨省以下各公的機関が行った指導や決定が法律に反する場合はその執行の停止又は取消し

#### 2 政府閣僚

現在の閣僚は第4期第1回国民議会（1998年2月24日から26日）の承認を受け選出されており、その一覧は表8のとおりである。

##### (1)首相

首相は政府の長であり、その任命・解任は、国民議会の承認を受けて、大統領により行われ

<sup>※6</sup>省地方出先事務所及び地方政治事務所の定義については、P28を参照。

<図5 政府組織図>

Ministry of National Defence 国防省	※
Ministry of Foreign Affairs 外務省	大臣官房／組織人事部／アフリカ・太平洋・アジア部／アメリカ・ヨーロッパ部／儀典部／領事部／報道部／法規・条約部／国際機関部／国立メコン委員会事務局 *在外公館、外務研修所
Ministry of Finance 大蔵省	大臣官房／組織部／予算部／国有財産管理部／財務調査部／経理部／国庫部／外貨部／関税部／税部／固定資産部
Ministry of Interior 内務省	※
Ministry of Education 教育省	大臣官房／財務部／組織人事部／初等中等教育部／生涯学習部／教員養成部／体育教育部／職業・技術・高等教育部／総合調査委員会
Ministry of Information and Culture 情報文化省	大臣官房／組織人事研修部／マスメディア部／美術部／出版・図書部／博物館・古代美術部／文学・大衆文化部
Ministry of Labor and Social Welfare 労働社会福祉省	大臣官房／組織人事部／労働部／社会福祉部／年金部／退役軍人部／社会保障基金部
Ministry of Commerce and Tourism 商業観光省	大臣官房／組織部／国内商業部／貿易部／輸出振興部／企業登録部
Ministry of Industry and Handicrafts 工業手工業省	大臣官房／組織部／工業・手工業部／鉱業部／電力部
Ministry of Communication, Transport, Posts and Construction 通信運輸郵政建設省	大臣官房／組織部／運輸部／郵政・電気通信部／コミュニケーション部／住宅・都市計画部
Ministry of Public Health 保健省	大臣官房／組織人事部／衛生・予防部／治療部／健康管理部／食品・薬品部／医療・技術・科学審議会事務局
Ministry of Justice 法務省	大臣官房／組織人事部／法規部／法規普及・出版部／司法制度管理部
Ministry of Agriculture and Forestry 農林省	大臣官房／組織人事研修部／農業振興部／畜産部／農業用水部／気象部／林政部
(省と同格の組織)	
Planning Committee 国家計画委員会	大臣官房／計画部／公共投資事業指導部／国立統計センター
State Bank of Lao ラオス中央銀行	管理部／組織人事部／経済研究部／国際財務部／融資部／経理部／貨幣部／銀行運営部／指導部

\* 国家の国防治安を担当する国防省と内務省については首相府行政局の管轄外であり、その組織や業務に関する資料が入手できなかったために空欄とした。

<表8 政府閣僚名簿 第4期第1回国民議会（1998年2月24日～26日）により承認されたもの>

役職	氏名	備考
首相	シーサワート・ケーオブンパン SisavathKEOBOUNPHANH	党政治局員／国民議会議員
副首相	ブンニヤン・ウォーラチット BoungnangVORACHITH	党政治局員
副首相兼国防大臣	チュンマリー・サヤソーン ChoummalySAYASONE	党政治局員
副首相兼外務大臣	ソンサワート・レンサワット SomsavatLENGSAVAD	
副首相兼大蔵大臣	カンブイ・ケオ布拉パー KhamphouiKEOBOULAPHA	国民議会議員
内務大臣	アサン・ラオリー Gen. Asang LAOLY	党政治局員
教育大臣	ピンマソーン・ルアンカンマー PhimmasoneLEUANGKHAMMA	
情報文化大臣	シールア・ブンカム SileuaBOUNKHAM	国民議会議員
国家計画委員会委員長	ブアトーン・ウォンローカム BouathongVONGLOKHAM	
労働社会福祉大臣	ソンパン・ベンカンミー SomphanhPHENGKHAMMY	
商業観光大臣	プーミー・ティッパヴォン PhoumyTHIPPAHVONE	
工業手工業大臣	スリヴィオン・ダーラーヴォン SoulivongDARAVONG	
通信運輸郵政建設大臣	パオ・ブンナポール PhaoBOUNNAPHOL	
保健大臣	ポンメーク・ダーラーロイ PonmekDARALOY	
法務大臣	カムウアン・ブッパー Kham Ouane BOUPHA	国民議会議員
農林大臣	シエン・サバントーン SieneSAPHANGTHONG	
首相府付大臣兼官房大臣	サイソンポーン・ポンヴィハーン SaisomphonePHOMVIHANE	国民議会議員
首相府付大臣 (国有企業担当)	カムサイ・スパヌヴォン KhamsaySOUPHANOUVONG	
首相府付大臣 (外資委員会担当)	ブンティエム・ピッサマイ BountiemPHISSAMAY	国民議会議員
首相府付大臣 (科学技術・環境研究所担当)	スリー・ナンタヴォン SouliNANTHAVONG	
首相府付大臣 (地方開発委員会担当)	サイセンリー・テンブリチェ XaysengleeTENGBLIAVUE	
首相府付大臣 (監査院設立担当)	ソンパバン・インタヴォン SomphavanhINTHAVONG	
ラオス中央銀行総裁	チュアン・ソンブンカン CheuangSOMBOUKHANH	

る。任期は国民議会議員や大統領と同様5年である。首相は、政府の代表として、省や省と同格の組織及び政府付属機関の業務の監督にあたるほか、各地方レベルの長の業務の監督も行う。

首相は、以下の権限と任務を有するとされている。

- ①閣僚会議の召集及びその議長への就任
- ②閣僚会議決議事項の実施に係る指導監督
- ③政府のあらゆる業務に係る調整並びに省や省と同格の組織、州、特別市、特別区及び首相直轄下の組織の指導監督
- ④副首相、省の大臣、省と同格の組織の長、在外公館の全権委任大使、知事、市長の任命・解任・異動、及び国防治安軍将官の昇降格に係る大統領への提案
- ⑤省の副大臣、省と同格の組織の副長、部の長及び副長、局の長、副知事、副市長、特別区の長、郡の長の任命・解任・異動
- ⑥国防軍大佐の昇降格
- ⑦首相令の発布及び政策、法律、規則、政府計画の実施に関する訓令の発布
- ⑧政府の業務実施に関する国民議会及び大統領への年次報告の提出
- ⑨首相の不在若しくはその他の事由により首相がその責務を履行できない場合の首相の権限及び任務の副首相への委任
- ⑩健康上又はその他の事由により首相の責務を履行できないと判断した場合の辞任
- ⑪法律の定めるところによるその他の権限及び任務の実施

現在の首相は、シーサワート・ケーオブンパンで、第4期第1回国民議会の承認を受け就任している。

## (2)副首相

副首相は、首相の提案により国民議会の承認を受けて大統領より任命される。任期は、首相同様に5年である。首相の補佐として複数名が置かれているが、首相の不在若しくはその他の事由で首相がその責務を履行できないときに、首相によりその権限及び任務の委任を受けた副首相に限って、首相代理として業務を行うこととされている。首相代理の任命は、その責務の範囲及び代理期間を明記した書面によりなされなければならない。

また、副首相も首相同様に、自らの健康上若しくはその他の事由によりその責務を履行できないと判断されるときは、辞任しなければならないとされている。

## (3)その他の政府閣僚

副首相以下政府閣僚の人事は、首相の提案により国民議会で審議され、その承認をもって大統領より任命される。その任期は首相、副首相同様に5年であるが、国民議会常務委員会若しくは国民議会議員の4分の1の申し立てにより、国民議会は政府若しくは政府閣僚に対し、過半数票により不信任決議を行うことが出来る。この場合、大統領は国民議会に対し、不信任決議

の再審議を請求する権限を有している。

### 3 閣僚会議

首相は、閣僚会議を月一回召集しその議長を務めることとされている。会議の日程及び議題は、7日前に閣僚に通知される。会議の開催には、少なくとも閣僚の3分の2の出席が必要である。

閣僚は会議への出席が義務づけられている。必要に応じ副大臣若しくは関係者が会議に出席し討議への参加を認められることもあるが、閣僚会議議決事項に対する投票権までは認められていない。

閣僚会議の決定は、多数決による。可否同数の場合、議長である首相の決定が閣僚会議の決定となる。緊急・臨時会議は、閣僚の3分の1以上の申し立てに基づき、首相により召集される。

関係機関より閣僚会議へ提出される議題は以下のとおりである。

- ①社会経済開発戦略計画
- ②国家年次予算及び補正予算
- ③法律案、大統領令案、首相令案
- ④省や省と同格の組織、首相の直轄にある他の組織の新設、廃止、改編
- ⑤州、特別市、特別区及び郡の新設、廃止、改編及び境界設定
- ⑥政府の活動業務報告
- ⑦国民議会又は大統領への報告事項
- ⑧治安、外交に関する事項
- ⑨市民権に関する事項
- ⑩外国との間で交わされる条約や協定及びその交渉内容
- ⑪必要に応じその他の事項